

文京区立公園条例（昭和五十五年四月文京区条例第二十二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区立公園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和五十五年四月一日 条例第二十二号 <u>令和七年 月 日条例第 号</u></p> <p>第一条から第十条まで（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第十一条から第十六条まで（略）</p> <p>（使用承認）</p> <p>第十七条 有料公園施設_____を使用しようとする者は、規則の定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の承認に、有料公園施設_____の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>第十八条（略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第十九条 有料公園施設_____を使用する者からは、別表第二_____に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>○文京区立公園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和五十五年四月一日 条例第二十二号</p> <p>第一条から第十条まで（略）</p> <p>（<u>仮設の施設</u>）</p> <p><u>第十条の二 令第十二条第二項第十号に規定する条例で定める仮設の施設は、文京区立礫川公園に設ける保育施設とする。</u></p> <p>第十一条から第十六条まで（略）</p> <p>（使用承認）</p> <p>第十七条 有料公園施設<u>又は附帯設備</u>を使用しようとする者は、規則の定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の承認に、有料公園施設<u>又は附帯設備</u>の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>第十八条（略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第十九条 有料公園施設<u>又は附帯設備</u>を使用する者からは、別表第二<u>又は別表第二の二</u>に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 （略）</p>



(利用料金)

第三十一条 利用料金の額は、別表第三から別表第五までに定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

2・3 (略)

第三十二条及び第三十三条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う占用料等の徴収に係る特例)

第三十四条 区長は、利用料金の収受に係る業務を行う指定管理者について、文京区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第十二条第一項の規定により、指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合において、区長が臨時に公園の管理を行うときは、別表第三に定める額の範囲内において区長が定める占用料並びに別表第四及び別表第五に定める額の範囲内において区長が定める使用料を徴収することができる。

第三十五条 (略)

別表第一 (第十三条関係)

公園の占用料

【別記1 参照】

備考

- 一 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。
- 二 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。
- 三 長さが一メートルに満たない端数は、一メートルとみなす。

(利用料金)

第三十一条 利用料金の額は、別表第三及び別表第四に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

2・3 (略)

第三十二条及び第三十三条 (略)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う占用料等の徴収に係る特例)

第三十四条 区長は、利用料金の収受に係る業務を行う指定管理者について、文京区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第十二条第一項の規定により、指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合において、区長が臨時に公園の管理を行うときは、別表第三に定める額の範囲内において区長が定める占用料及び別表第四に定める額の範囲内において区長が定める使用料を徴収することができる。

第三十五条 (略)

別表第一 (第十三条関係)

公園の占用料

【別記1 参照】

備考

- 一 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。
- 二 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。
- 三 長さが一メートルに満たない端数は、一メートルとみなす。

別表第二（第十九条関係）

（略）

（削除）

別表第三（第三十一条、第三十四条関係）

【別記2 参照】

備考 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。

別表第四（第三十一条、第三十四条関係）

（略）

別表第五（第三十一条、第三十四条関係）

一 有料公園施設の利用料金の限度額

【別記3 参照】

備考

1 有料公園施設の使用単位は、次のとおりとする。

一 午前 午前九時から午後零時三十分まで

二 午後 午後一時三十分から午後五時まで

三 夜間 午後五時三十分から午後九時まで

2 二単位以上使用する場合には、引き続いて使用することができる。

二 附帯設備の利用料金の限度額

【別記4 参照】

備考

別表第二（第十九条関係）

（略）

別表第二の二（第十九条関係）

別表第三（第三十一条、第三十四条関係）

【別記2 参照】

備考 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。

別表第四（第三十一条、第三十四条関係）

（略）

（新設）

1 附帯設備の使用単位の一回は、有料公園施設の使用単位に対応する時間とする。

2 附帯設備のみの使用は、認めない。

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、既にこの条例による改正前の文京区立公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第十二条の規定により行った令和七年四月一日以後の松聲閣集会室の占用に係る許可は、施行日以後においては、この条例による改正後の文京区立公園条例（以下「新条例」という。）第三十条第一項において読み替えて準用する第十二条の規定により行った許可とみなす。

4 施行日前に旧条例第十七条の規定により行った令和七年四月一日以後の松聲閣集会室の使用に係る承認は、施行日以後においては、新条例第三十条第二項において読み替えて準用する第十七条の規定により行った承認とみなす。

【別記1】

別表第一（第十三条関係） 改正後（案）

種別	単位	金額	
電柱、標識	一本 一月	<u>二、四五五円</u>	
水道管、下水道管、ガス管、電線	一米ートル 一月	<u>一、〇九一円</u>	
鉄塔	一平方メートル 一月	<u>一、八一九円</u>	
変圧塔、マンホールの類	一箇所 一月	<u>一、八一九円</u>	
郵便差出箱、信書便差出箱	一箇所 一月	<u>七二七円</u>	
公衆電話所	一箇所 一月	<u>一、八一九円</u>	
地下の占有物件	一平方メートル 一月	地上露出部分	<u>一、二四五円</u>
		地下部分	<u>五四五円</u>
高架の占有物件	一平方メートル 一月	<u>九〇九円</u>	
天体、気象又は土地の観測施設	一平方メートル 一月	<u>一、四二〇円</u>	
写真撮影のための常時占有	撮影機一台 一月	<u>一四、四〇〇円</u>	
写真撮影のための臨時的な占有	一回（一時間以内）	<u>二、五五〇円</u>	
ロケーション	一回（一時間以内）	<u>二二、五〇〇円</u>	
少年野球、ゲートボール	二時間	三、三〇〇円	
その他の占有	一平方メートル 一日	<u>六〇円</u>	

現行

種別	単位	金額	
電柱、標識	一本 一月	<u>二、二七八円</u>	
水道管、下水道管、ガス管、電線	一メートル 一月	<u>二、〇一二円</u>	
鉄塔	一平方メートル 一月	<u>二、六八八円</u>	
変圧塔、マンホールの類	一箇所 一月	<u>二、六八八円</u>	
郵便差出箱、信書便差出箱	一箇所 一月	<u>六七四円</u>	
公衆電話所	一箇所 一月	<u>二、六八八円</u>	
地下の占有物件	一平方メートル 一月	地上露出部分	<u>一、〇三八円</u>
		地下部分	<u>五〇六円</u>
高架の占有物件	一平方メートル 一月	<u>七九六円</u>	
天体、気象又は土地の観測施設	一平方メートル 一月	<u>二、一八四円</u>	
写真撮影のための常時占有	撮影機一台 一月	<u>一三、二四八円</u>	
写真撮影のための臨時的な占有	一回（一時間以内）	<u>二、三四六円</u>	
ロケーション	一回（一時間以内）	<u>二〇、七〇〇円</u>	
少年野球、ゲートボール	二時間	三、三〇〇円	
その他の占有	一平方メートル 一日	<u>五五円</u>	

【別記2】

別表第三（第三十一条、第三十四条関係） 改正後（案）

種別	単位	金額
写真撮影のための臨時的な占有	一回（一時間以内）	<u>二、五五〇円</u>
ロケーション	一回（一時間以内）	<u>二二、五〇〇円</u>
その他の物件を設けない占有	一平方メートル 一日	<u>六〇円</u>

現行

種別	単位	金額
写真撮影のための臨時的な占有	一回（一時間以内）	<u>二、三四六円</u>
ロケーション	一回（一時間以内）	<u>二〇、七〇〇円</u>
その他の物件を設けない占有	一平方メートル 一日	<u>五五円</u>

【別記3】

別表第五（第三十一条、第三十四条関係） 改正後（案）

有料公園施設名	施設名	一単位当たりの金額	
		一室	二室
松聲閣集会室	和室A	七〇〇円	二、四〇〇円
	和室B	七〇〇円	
	洋室A	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円
	洋室B	一、〇〇〇円	

【別記4】

改正後（案）

種別	使用単位	金額
音響セット	一式一回	五〇〇円
液晶プロジェクター	一式一回	二〇〇円